【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月13日
【四半期会計期間】	第14期第１四半期(自　平成26年７月１日　至　平成26年９月30日)
【会社名】	株式会社フォトクリエイト
【英訳名】	Photocreate Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　大澤　朋陸
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目16番６号
【電話番号】	03-6812-7054
【事務連絡者氏名】	取締役　　桑原　功
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目16番６号
【電話番号】	03-6812-7054
【事務連絡者氏名】	取締役　　桑原　功
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第13期 第１四半期累計期間	第14期 第１四半期累計期間	第13期
会計期間		自　平成25年７月１日 至　平成25年９月30日	自　平成26年７月１日 至　平成26年９月30日	自　平成25年７月１日 至　平成26年６月30日
売上高	(千円)	649,482	661,298	3,132,429
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△56,201	△70,258	176,111
当期純利益又は四半期純損失(△)	(千円)	△35,512	△45,796	106,857
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	221,240	242,338	242,275
発行済株式総数	(株)	1,227,500	1,312,100	1,312,000
純資産額	(千円)	560,292	699,062	744,734
総資産額	(千円)	885,041	1,154,904	1,227,829
１株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額(△)	(円)	△29.58	△34.91	85.00
潜在株式調整後１株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	―	―	78.72
１株当たり配当額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	63.3	60.5	60.7

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、当社には非連結子会社及び関連会社がありませんので、記載しておりません。
４．第13期第１四半期連結累計期間及び第14期第１四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
５．当社は、平成25年７月10日に東京証券取引所マザーズに上場しているため、第13期の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額は、上場日から期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

２ 【事業の内容】

当第１四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当第１四半期累計期間において、新たに事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２ 【経営上の重要な契約等】

当第１四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

① 経営成績の概況

当第１四半期累計期間（平成26年７月１日～平成26年９月30日）の売上高は661,298千円（前年同四半期比1.8%増）、営業損失は71,372千円（前年同四半期は45,951千円の営業損失）、経常損失は70,258千円（前年同四半期は56,201千円の経常損失）、四半期純損失は45,796千円（前年同四半期は35,512千円の四半期純損失）となりました。

② 事業の概況

当社は、「感動をカタチにしてすべての人へ」という経営理念のもと、インターネット写真サービス事業を着実に推進し、フォトクラウド事業の展開スピードの加速化に努めてまいりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。事業部門ごとの状況は、以下のとおりであります。

(インターネット写真サービス事業)

当第１四半期累計期間においては、「オールスポーツコミュニティ」で「2014北海道マラソン」や「日清食品カップ 第30回全国小学生陸上競技交流大会」を始めとした各種スポーツイベントの撮影・販売を行いましたが、前期に撮影を行った「全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」を当期においては撮影を行いませんでした。

この結果、当事業部門の当第１四半期累計期間の売上高は、486,896千円（前年同四半期比4.9%減）となりました。

(フォトクラウド事業)

写真館・撮影事業者向けにもサービスを提供するWebサイト「スナップスナップ」において、今期掲げている経営方針の一つである「学校写真No.1」を目指すべく、2015年２月から株式会社ラボネットワークと開始する予定である当事業の共同展開の準備を進めつつ、既に取引を開始している写真館との関係強化にも注力し、写真館との取引拡大を進めております。

また、結婚式場にサービスを提供するWebサイト「グロリアーレ」において、全国各地の結婚式事業者及び婚礼写真会社との取引拡大を進めております。

この結果、当事業部門の当第１四半期累計期間の売上高は、160,087千円（前年同四半期比25.3%増）となりました。

(広告・マーケティング支援事業)

当事業部門におきましては、前期からの継続案件に加えて、既存クライアントとの新しい企画の取り組みだけでなく、新規クライアントの開拓にも注力しました。

この結果、当事業部門の当第１四半期累計期間の売上高は、14,314千円（前年同四半期比43.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第１四半期会計期間末における流動資産は1,039,103千円となり、前事業年度末に比べて85,884千円減少しました。これは主に、売掛金が46,572千円増加しましたが、現金及び預金が171,883千円減少したことによるものです。また、固定資産は115,801千円となり、前事業年度末に比べて12,960千円増加しました。これは主に、有形固定資産が12,893千円増加したことによるものです。

(負債の部)

当第１四半期会計期間末における負債は455,842千円となり、前事業年度末に比べて27,252千円減少しました。これは主に、法人税等納付により未払法人税等が14,214千円減少、長期借入金が12,696千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当第１四半期会計期間末における純資産は699,062千円となり、前事業年度末に比べて45,671千円減少しました。これは、四半期純損失の計上により利益剰余金が45,796千円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

② 【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数(株)(平成26年９月30日)	提出日現在発行数(株)(平成26年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,312,100	1,312,100	東京証券取引所(マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	1,312,100	1,312,100	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成26年11月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年７月１日～平成26年９月30日 （注）	100	1,312,100	62	242,338	62	224,138

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年６月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,311,400	13,114	単元株式数は100株であります。権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 600	―	―
発行済株式総数	1,312,000	―	―
総株主の議決権	―	13,114	―

② 【自己株式等】

平成26年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期会計期間(平成26年７月１日から平成26年９月30日まで)及び第１四半期累計期間(平成26年７月１日から平成26年９月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しているほか、外部専門機関等が行う研修へ参加しております。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年６月30日)	当第１四半期会計期間 (平成26年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	593,602	421,719
売掛金	183,547	230,120
有価証券	300,000	300,000
貯蔵品	4,817	3,384
その他	43,019	83,879
流動資産合計	1,124,987	1,039,103
固定資産		
有形固定資産	44,892	57,786
無形固定資産	20,806	23,843
投資その他の資産	37,142	34,171
固定資産合計	102,841	115,801
資産合計	1,227,829	1,154,904
負債の部		
流動負債		
買掛金	182,806	189,358
1年内返済予定の長期借入金	50,784	50,784
未払法人税等	14,731	517
その他	83,801	77,446
流動負債合計	332,123	318,105
固定負債		
長期借入金	144,526	131,830
その他	6,445	5,906
固定負債合計	150,971	137,736
負債合計	483,094	455,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	242,275	242,338
資本剰余金	224,075	224,138
利益剰余金	278,382	232,585
株主資本合計	744,734	699,062
純資産合計	744,734	699,062
負債純資産合計	1,227,829	1,154,904

(2) 【四半期損益計算書】

【第１四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第１四半期累計期間 (自 平成25年７月１日 至 平成25年９月30日)	当第１四半期累計期間 (自 平成26年７月１日 至 平成26年９月30日)
売上高	649,482	661,298
売上原価	409,814	427,184
売上総利益	239,668	234,113
販売費及び一般管理費	285,619	305,485
営業損失（△）	△45,951	△71,372
営業外収益		
受取利息	55	150
為替差益	－	1,029
その他	1	429
営業外収益合計	57	1,610
営業外費用		
支払利息	462	496
株式公開費用	7,434	－
新株発行費	2,173	－
その他	236	0
営業外費用合計	10,307	496
経常損失（△）	△56,201	△70,258
税引前四半期純損失（△）	△56,201	△70,258
法人税、住民税及び事業税	248	294
法人税等調整額	△20,937	△24,755
法人税等合計	△20,689	△24,461
四半期純損失（△）	△35,512	△45,796

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

運転資金の効率的な調達を行うことを目的として、取引銀行２行と当座借越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年６月30日)	当第１四半期会計期間 (平成26年９月30日)
当座借越極度額の総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	100,000千円	100,000千円

(四半期損益計算書関係)

当社では、開催されるイベントを主な収益源としており、イベント開催時期により売上高・営業費用に季節的な変動があります。通常、大型マラソンや運動会が開催される第２四半期会計期間(10月～12月)及び第３四半期会計期間(１月～３月)の売上高・営業利益が高く、第１四半期会計期間(７月～９月)及び第４四半期会計期間(４月～６月)の売上高・営業利益は低くなる傾向にあります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第１四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第１四半期累計期間 (自　平成25年７月１日 至　平成25年９月30日)	当第１四半期累計期間 (自　平成26年７月１日 至　平成26年９月30日)
減価償却費	5,396千円	5,425千円

(株主資本等関係)

前第１四半期累計期間(自　平成25年７月１日　至　平成25年９月30日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第１四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第１四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年７月９日を払込期日とする一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ76,820千円増加しております。

また、平成25年８月９日を払込期日とする第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ23,046千円増加しております。

これらの要因により、当第１四半期会計期間末において資本金が221,240千円、資本準備金が203,040千円となっております。

当第１四半期累計期間(自　平成26年７月１日　至　平成26年９月30日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第１四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第１四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、インターネット写真サービス並びにこれらに関連した事業の単一セグメントであることから、セグメント情報の記載を省略しております。

(１株当たり情報)

１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第１四半期累計期間 (自　平成25年７月１日 至　平成25年９月30日)	当第１四半期累計期間 (自　平成26年７月１日 至　平成26年９月30日)
１株当たり四半期純損失金額	29円58銭	34円91銭
（算定上の基礎）		
四半期純損失金額(千円)	35,512	45,796
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	35,512	45,796
普通株式の期中平均株式数(株)	1,200,622	1,312,032
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、１株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権の払込

当社は、平成26年９月26日開催の取締役会において、当社役員及び従業員に対し、新株予約権を発行することを決議し、平成26年10月17日に払込が完了しております。なお、募集の概要は以下のとおりであります。

１．新株予約権の数

1,330個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式133,000株とし、下記３．（１）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個あたりの発行価額は、2,700円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、プルータスは、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前日の東京証券取引所における当社株価の終値 1,370円/株、株価変動性 50.08%、配当利回り ０%、無リスク利子率 0.161%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 1,370円/株、満期までの期間５年、株価条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,370円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、 次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新規発行株式数\times１株当たりの払込金額}{新株発行前の時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成26年10月15日から平成31年10月14日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額（但し、上記３．（２）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額（但し、上記３．（２）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日

平成26年10月15日

５．新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記３．（１）に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成26年10月17日

９．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社役員	５名	900個
当社従業員	８名	430個

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

株式会社フォトクリエイト
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆　野　　力	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加　藤　雅　之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォトクリエイトの平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第14期事業年度の第１四半期会計期間（平成26年７月１日から平成26年９月30日まで）及び第１四半期累計期間（平成26年７月１日から平成26年９月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォトクリエイトの平成26年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年10月17日を払込期日として新株予約権を発行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。